平成２１年（フ）第４２２号
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヲションナイ89番地
債務者　斉藤　利光
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４２号
北海道旭川市永山７条４丁目３番16号
債務者　和田　和昭
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月19日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２４７号
青森県八戸市長苗代２丁目17番23号、前住所青森県八戸市青葉２丁目１番５号
債務者　髙村千代子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第１６０号
岩手県一関市三関字白崎５番地５
債務者　吉村明男こと　權　　明男
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６１号
岩手県一関市三関字白崎５番地５
債務者　尹　　貞淑
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９２号
熊本県玉名市青野458番地
債務者　廣﨑　一弘
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第９３号
熊本県玉名市青野458番地
債務者　廣﨑　房代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第４０６号
静岡県三島市大場163番地の１　コーポラス大場Ｓ１―204
債務者　大森　則行
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第７０号
和歌山県田辺市中辺路町栗栖川361番地の１
債務者　三栖　正子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３９０号
愛知県一宮市千秋町小山字北川田４番地１
債務者　園田　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４２１号
函館市東山町182番地313
債務者　岩本　博光
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４２２号
函館市東山町182番地313
債務者　岩本　朋子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４４０号
函館市亀田港町７番３号
債務者　大和谷　功
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１０号
埼玉県狭山市入間川１丁目22番10号　アーバンハイム寿310、前住所埼玉県狭山市入間川１丁目22番10号　アーバンハイム寿410
債務者　大島英洋こと　徐　　英洋
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１８号
愛知県江南市小杁町本郷105番地
債務者　苅谷　佳典
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４３号
北海道野付郡別海町西春別駅前柏町２番地の１
債務者　本間　京子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第４５号
北海道根室市光和町１丁目１番地
債務者　佐野　暢哉
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後３時
釧路地方裁判所根室支部